

平成29年度 介護福祉士実務者研修受講資金 貸付制度(最大20万円)のご案内

介護福祉士登録をし、2年以上勤務すると返還免除!

募集期間 平成29年8月1日(火)～平成29年9月30日(土)(当日消印有効)

事業の目的

この事業は、介護福祉士の資格を取得し、三重県内においてその業務に従事しようとする方に「実務者研修受講資金」を貸付し、三重県の福祉人材の確保と福祉の増進を図ることを目的とするものです。

貸付の対象者

三重県内に住民登録をし、平成29年(1月1日～12月31日)の間に原則として県内の介護福祉士実務者研修施設で受講または受講を予定している方で、平成30年1月に介護福祉士国家試験を受験される方。

貸付額と利子

(1) 貸付額は、実務者研修受講資金等として20万円以内(千円未満切り上げ)です。
実務者研修受講料、研修施設までの交通費、国家試験受験手数料、受験のための交通費・宿泊費、参考書代などの必要な経費にお使いいただけます。返還が免除になるまでは、領収書類を保管してください。貸付は一人1回限りです。

(2) 利子は無利子です。

ただし、返還することになった場合の債務の返還期限を過ぎた場合は年5%の延滞利子を徴収します。

返還の免除

介護福祉士実務者研修施設の課程を修了した日(実務者研修施設の課程を修了した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とします。)から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において介護福祉士の業務に引き続き2年以上従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

ただし、この条件に該当しない場合は、貸付金を返還していただくこととなりますので注意してください。

※国家試験に合格できなかった場合、本人の申請に基づき翌年度の国家試験を受験する意思があると認められた場合は返還を1年間猶予します。翌年度、2回目の国家試験にも不合格の場合は返還していただくこととなります。

申請に必要な書類等

- ① 介護福祉士実務者研修受講資金借入申請書（第1号様式-②）
- ② 申請時に業務に従事している施設または事業所の長の推薦書（第4号様式）
- ③ 個人情報の取扱いに関する同意書（第7号様式）
- ④ 世帯全員の住民票（マイナンバーを除く全ての記載があるもの）
- ⑤ 実務者研修施設での受講を証明する書類
- ⑥ 介護福祉士国家試験受験手数料の払込領収書のコピー
- ⑦ 運転免許証または公的機関が発行する顔写真付の証明書等のコピー

連帯保証人

独立の生計を営む成年者1名の連帯保証人が必要です。申請者とは別に生計を営み、返還債務を負担することができる資力があり、原則として県内に住所を有する方とします。（申請者が扶養家族になっている配偶者、県・市町民税が非課税の方、実務者研修受講資金の借受人または申請者は、連帯保証人として認められません。）

貸付の決定

申請書類を審査し、貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。貸付が決定した方には借用書等を提出していただきます。

貸付金の交付

借用書、振込口座申請書等が三重県社会福祉協議会に提出された後、1ヶ月程度で指定口座に振り込みます。

申請先・問い合わせ先

〒514-8552 津市桜橋2丁目131（社会福祉会館2階）

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

三重県生活福祉資金センター 介護貸付担当あて

TEL 059-226-1118（直通）

※ 9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）



詳しくは、生活福祉資金センターWEBページでもご覧いただけます。

<http://www.miewel-1.com/seikatsu/fukusi-sikin/jitumusya.html>

スマートフォン、タブレットなどでも詳しい内容をご確認いただけます。

三重県社会福祉協議会 介護福祉士実務者研修 ← 検索